(国土交通委員会)

社 会資 (本整 備 重 点計 画 法 の 施 行に伴う関係 法 律 の 整 備 等 に 関する法律 案 (閣法第一四号)(衆

議院送付)要旨

本法 律 案は、 社 会資 本 · 整 一備重 一点計 画 法の 施 行 に 伴い、 関係法 律の 整備等を行おうとするものであり、 その

主な内容は次のとおりである。

港 湾 整 備 緊 急 措 置 法、 下 水 道 整 備 緊 急 措 置法 及び 都 市 公 袁 等整 備緊急措置法

を廃

止する。

道 路 整 備 緊 急 措 置 法 の 部 を 次 の ように 改 正 する。

1 法 律 の 題 名 を 道 路 整 備 費 の 財 源 等 の 特 例 に 関 する法律」 に改めるとともに、 道 路 整 備 五 箇年計 画に

関する規定を削除する。

2 道 路 整 備 費 لح ば、 高 速 自 動 車 国 道及び一 般 国 道並びに政令で定める都道 府県道その 他 の 道 路 の 新 設

改 築、 維 | 持及び修繕に関する事業(これに密接に関連する環境 《対策事業その他の政令で定める事業を含

む。)の実施に要する国が支弁する経費をいうものとする。

3 平成十五年度以降五箇年間の道路整備 費の財源として、 揮発油税等の充当等の措置を講じる。

4 玉 土 交通 大臣 は、 社 会 資 本 整 備 重 点 計 画 以 下 重 点計 画 という。) に 即 して、 3 に ょ る 措 置 を 講

じ て 平 成 ~ 五 年 度 以 降 五 筃 年 間 に 行 うべ き 道 路 の 整 備 に 関 す る事 業 の 量 の 案 を 作 成 ŕ 閣 議 の 決 定 を 求

め な け れ ば な 5 な l١

5 平 成 + 五 年 度 以 降 五 筃 年 間 に お け る 玉 の 負 担 金 の 割 合 等 の 特 例 に つ ١J て 規 定 でする。

交 通 安 全 施 設 等 整 備 事 業 に 関 す ź 緊 急 措 置 法 の 部 を 次 の ょ うに 改 正 する。

Ξ

治

Щ

治

水

緊

急

措

置

法

の

題

名

を

治

Щ

緊

急

措

置

法

に

改

め

る

ととも

に

治

水

事

業

に

係

る

規

定

を

削

除

す

四

等 整 備 事 業 七 筃 年 計 画 等 に 関 す る 規 定 を 削 除 す る。

1

法

律

の

題

名

を

交

通

安

全

施

設

等

整

備

事

業

の

推

進

に

関

す

る

法

律

に

改

めるとともに、

特

定交通

安

全

施

設

聴

しし

て、

特

に

交

通

2 玉 家 公安 委 員会及び 玉 [土交通 大 臣 ば 都 道 府 県公安委員 会及び 道 路 管 理 者 の 意 見 を

の 安 全 を確 保する必要 が あ ると認めら れ る道路 を、 特定交通安全施 設等整 備 事 業 を 実 施 すべ き 道 路 とし

て 指 定するも のとする。

3 都 道 府 県 公 安委員会及び道 路 管理 者 ば 重 点計 画 に 即して、 特定交通安全施設等整 備事 業 の 実施 計 画

を 作 成しなければならない。

4 特定交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担又は補助の特例を定める。

法その他の関係法律について所要の改正を行う。

ゼ

道路整備特別会計法、

治水特別会計法、

港湾整備

特別会計法、

災害対策基本法、

国有林野事業特別会計

六、この法律は、平成十五年四月一日から施行する。